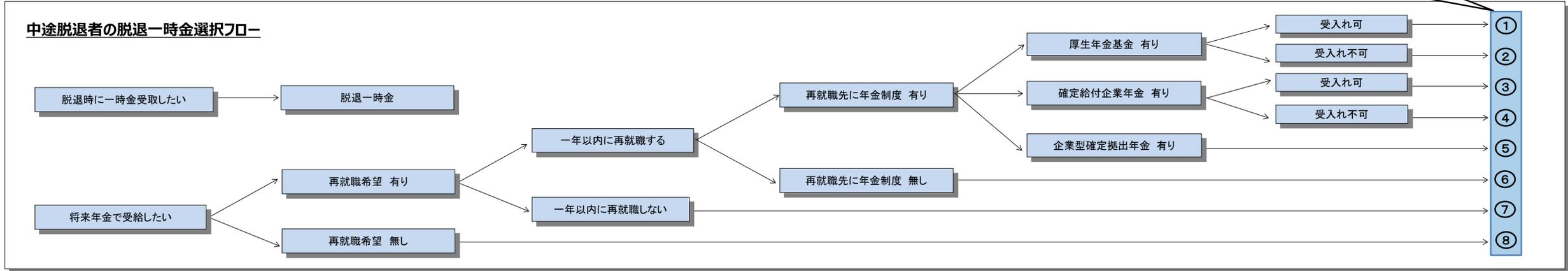


### 中途脱退者のポータビリティにかかる選択肢

下図対応番号



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	移換先選択肢	移換条件等	移換申出期限
○	-	-	-	-	-	-	-	厚生年金基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>再就職先に受入可能な企業年金制度があり、かつ再就職先制度の規約において脱退一時金相当額を受入れる旨を定めている場合のみ移換可能。</li> </ul>	退職日から1年以内 または 再就職先の加入者資格取得日から3カ月以内の <b>どちらか早い日</b> まで
-	-	○	-	-	-	-	-	確定給付企業年金(DB)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入期間や退職年齢等に応じて、年金額が予め決められている制度。</li> <li>受入の可否、制度内容については自身で再就職先に確認ください。</li> </ul>	退職日から1年以内
-	-	-	-	○	-	-	-	企業型確定拠出年金(企業型DC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>再就職先に企業型確定拠出年金制度がある場合のみ移換可能。</li> <li>自己責任で積立金の運用を行い、運用結果に応じた年金額を受給することになります。</li> <li>制度内容については自身で再就職先に確認ください。</li> </ul>	退職日から1年以内
○	○	○	○	△ (※)	○	○	○	国民年金基金連合会の 個人型確定拠出年金(個人型DC) (iDeCo)	<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳未満の国民年金第1号被保険者、第2号被保険者(※1)、第3号被保険者は加入可能。</li> <li>自己責任で運用を行い、運用結果に応じた年金額を受給することになります。</li> <li>原則60歳から支給開始。通算加入者期間が10年に満たない場合は、受給可能年齢が最高65歳まで繰下げ。</li> <li>運営管理機関の定めにより原則5～20年の有期年金、もしくは終身年金。または、全部もしくは一部を一時金として支給可能。</li> <li>移換する際に脱退一時金相当額から事務手数料が差引かれます。</li> <li>詳細な制度内容や手数料、お問合せ先等については、iDeCoおよび運営管理機関のホームページを確認ください。</li> </ul>	退職日から1年以内
○	○	○	○	○	○	○	○	企業年金連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>移換された脱退一時金相当額を企業年金連合会が運用。予定利率は移換時年齢に応じて異なります。</li> <li>原則65歳から支給開始。(老齢厚生年金同様、生年月日により60～65歳に段階的に引き上がります。) 本人の選択により、受取開始年齢よりも早く受け取ることも可能。(60歳以降)</li> <li>保証期間付き終身年金、もしくは全部または一部を一時金として支給可能。</li> <li>移換する際に脱退一時金相当額から事務費が差引かれます。</li> <li>詳細な制度内容や手数料、お問合せ先等については、企業年金連合会ホームページを確認ください。</li> </ul>	退職日から1年以内

(※) 再就職先に企業型DCがある場合は、以下の場合に限り、個人型DCへの移換が可能となります。  
 ①規約で個人型DCの同時加入が認められている場合  
 ②規約で個人型DCの同時加入は認められていないが、一定の勤続年数に達していない又は一定の年齢以上であることにより企業型DC加入者とならない場合、もしくは企業型DCの加入者とならないことを選択した場合